

相続の悩み

スッキリ解消

もめない

相続・土地・建物

無料相談会

3月28日（月）

10:00～16:00

開催場所：東淀川郵便局

財産をあげる人

遺言を書いてみたい

仲良く分けて欲しい

介護費用としてつかえたら

思い出の土地を活用したい

財産をもらう人

もめずに分けてみたい

生前からもらいたい

遺言を書いて欲しい

親の土地を介護費用にしたい

予約不要・お気軽にお越し下さい

06-6366-8822

まごころ相続百貨店

わたしに「相続」なんて 関係ないわ！

と、思っていないませんか？

相続財産が全て『**お金**』であれば、分けるのは簡潔です。

ところが、『**不動産**』は簡単には行きません。

相続財産の争いが起こる一番の原因なのです。

例えば

父親の介護の為、両親と同居の長男。 父親の死後、
相続の事で次男と喧嘩に！！

次男の言い分

自分にもその家の相続の権利がある！！

母親はもちろん、その家に住み続けたい。

長男は母親の面倒を見るのに住み続けたい。

あなたならどうする??

他人事ではありません、心当たりのある方は
お気軽に是非ご相談下さい。

主催：社団法人まごころ相続百貨店